

あいちの教育に関するアクションプランⅡ
(仮称)

－ 愛知県教育振興基本計画 －

素案

目 次

はじめに

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画の性格 1
- 3 計画期間 1

第1章 本県教育の基本理念・取組の視点・重点目標

- 1 基本理念 2
- 2 取組の視点 3
- 3 重点目標 4
 - 目標1：幅広い県民の参加により道徳性・社会性の向上を図ります。 5
 - 目標2：発達段階に応じたキャリア教育を充実します。 8
 - 目標3：学習意欲の向上と確かな学力の育成を図ります。 11
 - 目標4：豊かな人生を送るための生涯学習を充実します。 15

第2章 具体的な取組の方向と施策の展開

- 1 幅広い県民の参加により道徳性・社会性の向上を図ります。
 - (1) 道徳性・社会性の向上 18
 - (2) 人権教育の推進 19
 - (3) いじめ・不登校等への対応の充実 20
 - (4) 幼児教育の充実 21
 - (5) 福祉教育の推進 23
 - (6) 安全教育の推進 24
- 2 発達段階に応じたキャリア教育を充実します。
 - (1) キャリア教育の推進 26
 - (2) 産業教育の充実 28
 - (3) 世界を舞台に活躍できる人づくり 30
- 3 学習意欲の向上と確かな学力の育成を図ります。
 - (1) 個に応じたきめ細かな指導の充実 32
 - (2) 魅力ある県立学校づくり 33
 - (3) 理数教育の推進 34
 - (4) 読書活動の推進 35
 - (5) 情報教育の充実 37
 - (6) 多文化共生社会の実現に向けた教育の推進 38
 - (7) 特別支援教育の充実 39

4	豊かな人生を送るための生涯学習を充実します。	
(1)	生涯学習の振興	42
(2)	文化芸術の振興・伝統文化の保存・活用	44
(3)	スポーツの振興	46
(4)	健康教育の充実	48
(5)	食育の推進	49
(6)	家庭教育の充実と子育て支援	50
(7)	環境教育・環境学習の推進	52

第3章 魅力ある教育環境づくり

1	幼児・児童生徒の安全・安心の確保	56
2	教員の確保・適正配置と資質の向上	57
3	開かれた学校づくり	58
4	県立の大学の振興	59
5	私立学校の振興	60
6	教育環境の整備	61
7	教育行政の推進	62

第4章 計画の推進

1	家庭・地域・学校への啓発、働きかけ	64
2	行政としての施策の展開	64
3	計画の進行管理と適時適切な見直し	64

はじめに

1 計画策定の背景

本県では平成 19 年 4 月に教育の総合的なアクションプランである「あいちの教育に関するアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定し、「家庭・地域・学校の協働による教育」を重要な推進力として、めざす「あいちの人間像」の実現に向け取り組んできました。

しかしながら、グローバル化の進展や経済状況の悪化、今後到来する超高齢社会など、私たちを取り巻く社会の状況の変化は激しく、先が見通せない時代に突入しており、これからの時代を生きる子どもたちには、自らの人生をたくましく切り拓いていく力がますます求められるなど、教育に与えられた使命はさらに重要なものとなっています。

そのため、さらにあいちの教育を推進していくためには、これまでの取組を踏まえ、社会の動向や教育を取り巻く課題を見極め、本県が今後取り組むべき方向を示していく必要があります。

そこで、平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの新たな計画を策定しました。

2 計画の性格

教育基本法第 17 条第 2 項に規定する本県の教育振興基本計画であるとともに、本県の地域づくりの新たな羅針盤として策定された「政策指針 2010-2015」の教育に関する部門別個別計画として位置付けます。

この計画では、家庭・地域・学校が、その役割を十分に発揮し、あいちの教育の推進に取り組むことができるよう県の施策を打ち出すとともに、教育活動を行うために必要な基盤となる、教育環境づくりの取組を示します。

3 計画期間

平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）まで（5 年間）

第1章 本県教育の基本理念・取組の視点・重点目標

1 基本理念

教育基本法は、教育の目的として「人格の完成」と「国家及び社会の形成者の育成」を掲げています。また、愛知の教育の方向を見出すために議論された「愛知の教育を考える懇談会」の最終報告では、これからの愛知の教育の取組方向として、「善悪をわきまえ、他人を思いやる心」と「社会で役立つための意欲・力」を身に付けさせることが示されています。

これらを踏まえ、アクションプランでは、学校教育だけではなく、生涯学習・スポーツなどを含めた本県の教育の基本理念を次のとおりとしました。

○基本理念

「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現

○あいちの人間像

- ・かけがえのない自他の命を大切にすることのできる人間
- ・自らの人生をたくましく切り拓き、社会に生かすことのできる人間
- ・健やかな体をつちかい、豊かな文化を継承し創造することのできる人間
- ・次代を展望し、世界に視野を広げ活動することのできる人間

「あいちの人間像」は、「自らの人生を充実させ、よりよく生き抜く力を身に付け、社会、そして世界の一員として自ら生かすことのできる」人間の姿であり、これからの愛知を担うべきよき家庭人、よき親、よき社会人、よき職業人としての「県民の姿」です。

本計画においても、アクションプランの基本理念を継承し、「あいちの人間像」の実現に向けて取り組んでいきます。

2 取組の視点

「あいちの人間像」の実現をめざして、以下の視点を重視して取り組んでいきます。

○ 家庭・地域・学校が主体性を持った取組と連携の強化

教育は、家庭、地域（地域住民、企業、NPOなど）、学校など、多様な主体により行われるものです。

しかし、たとえば子育ての不安や悩みを抱える保護者を誰がどのように支援していくのか、地域のつながりが希薄化する中で地域の活動を支える個々の力の向上と地域活動への支援をどのように進めていくのか、学校に寄せられる様々な教育課題に対してどのように対応していくのかなど、それぞれに課題を抱えています。

そこで、家庭・地域・学校がそれぞれ役割を自覚しながら相互に連携及び協力していくよう取り組んでいきます。

○ すべてのライフステージで切れ目のない学びが可能となる環境づくり

教育はそれぞれの成長段階だけで完結することなく、幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校といった学校段階の連続性を踏まえ、生涯にわたる系統だった取組とすることや、次の成長段階を見据えた取組とすることにより、更に効果的な学習が期待できます。また、いったん社会に出た後も、様々な場で、新たな学びへの挑戦や、次の世代へ知識や技能を伝えていくことが重要です。

そこで、生涯にわたり切れ目なく学習できる環境づくりに取り組んでいきます。

○ 県・市町村の役割分担を踏まえた連携・協力の推進及び民間の力を活用した教育の推進

地方分権の趣旨を生かし、地域の実情を踏まえ地域に密着した教育行政が推進できるよう、本県が取り組んでいく内容や市町村へ行う支援の内容を明示し、県と市町村の役割分担、連携・協力の内容を明らかにしていきます。さらに、市町村が、教育の機会均等と水準の維持向上を確保しつつ、各地域のニーズに応じた教育行政を展開していくために、市町村が取り組んでいる内容や必要としている事項を情報収集したり、市町村への情報提供を積極的に行うなど、市町村との連携・協力を図っていきます。

また、昨今、行政に求められるサービスが拡大している中で、行政が全ての公共的なニーズに直接対応していくことは困難になってきています。そこで、民間の力の活用をして教育の推進に取り組んでいきます。

3 重点目標

昨今の都市化や少子化に伴い、人と人との関わりや地域のつながりが希薄化する中で、社会全体の規範意識が低下したり、相手を思いやることができなくなってきており、次代を担う子どもたちが、善悪をわきまえ、社会の一員としての責任感をもって十分に力が発揮できるようにしていくことが必要となっています。

また、経済のグローバル化が進展し、国際競争や技術革新が絶え間なく繰り返されるなど、変化の激しい時代を迎えており、社会がどのように変化しようとも、目的意識を持って自分の人生を切り拓いていける力や、自ら学び、深く考え、自ら問題を解決していこうとする力を育成していくことが求められています。

さらに、少子高齢化が進展し、平成27年には超高齢社会に突入していると見込まれる中で、県民一人一人が豊かな人生を送るため、生涯にわたり学び続けるとともに、その知識・能力を地域社会に還元することにより地域社会の活性化につなげていくことが求められています。

こうした教育を巡る現状と課題を踏まえつつ、取組の視点を重視して、今後5年間で重点的に取り組んでいく目標を次のとおりとします。

目標1：幅広い県民の参加により道徳性・社会性の向上を図ります。

目標2：発達段階に応じたキャリア教育を充実します。

目標3：学習意欲の向上と確かな学力の育成を図ります。

目標4：豊かな人生を送るための生涯学習を充実します。

目標1：幅広い県民の参加により道徳性・社会性の向上を図ります。

昨今の少子化や都市化に伴い、多くの子どもたちが一緒になって遊んだり、兄弟げんかをしたり、また、近所の大人に叱られたりするなど、子どもたちが人と関わっていく機会が減少しています（※1）。一方、大人たちも、地域の奉仕活動など、住民同士による支えあいが減るとともに、社会や他人のことをあまり考えない風潮により、社会全体で子どもの成長を見守り、心を豊かに育てていくことが難しくなっています。さらには、家庭のしつけの危うさや、子どもたちを取り巻く情報の氾濫も心配されています。

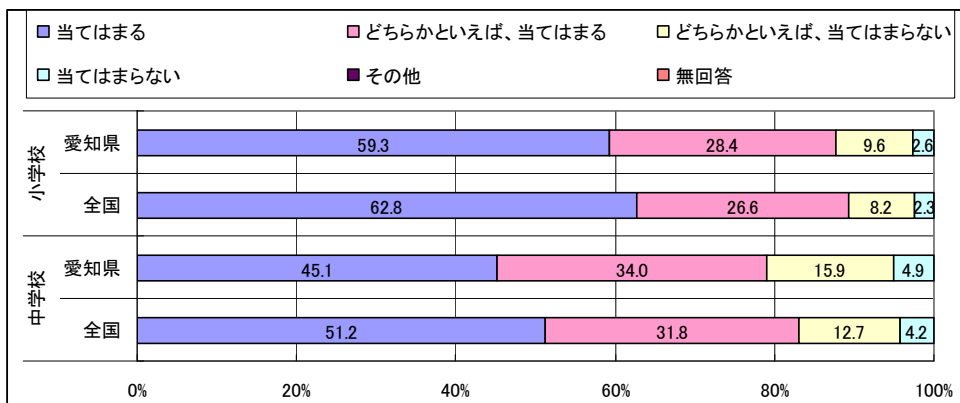
子どもたちの道徳性や社会性は、人とのかかわりの中で育まれます。人間関係の希薄化が進む中で、子どもたちの中では、相手が傷つくことを考えないいじめの問題を始め、コミュニケーション能力の不足によるすれ違いや周りのことを考えないで他人に迷惑をかけてしまうといったモラルの低下がうかがわれます（※2）。

子どもたちは、学校や地域の温かい人間関係や連帯感の強い集団の中で、力を合わせて問題を解決したり、時にはぶつかりあったりするなど、様々な体験を通して、相手を思いやる心やルールを守ることの大切さを学んでいきます。また、そのような活動の中で、一人一人が自分の役割を果たし、互いに認め合うことで、自己有用感を高めるとともに、学級や学年など、所属集団のために貢献しようとする姿勢を身に付けていきます。よって、子どもたちの体験活動や人とのかかわりあう活動を支援していくことは、道徳性や社会性を育み、いじめや不登校などの問題行動の未然防止や予防的指導としても、大きな効果が期待できます。

子どもたちは学校だけではなく、家庭や地域における教育においても育まれていきます。また、社会の変化や風潮からも大きな影響を受けています。そのため、家庭・地域・学校の三者が協働した取組が必要です。また、そのような取組を通して、子どもたちとかかわる大人自身も社会の構成員としての自らの在り方を見直し、子どもの手本となるように努めていくことが大切になります。

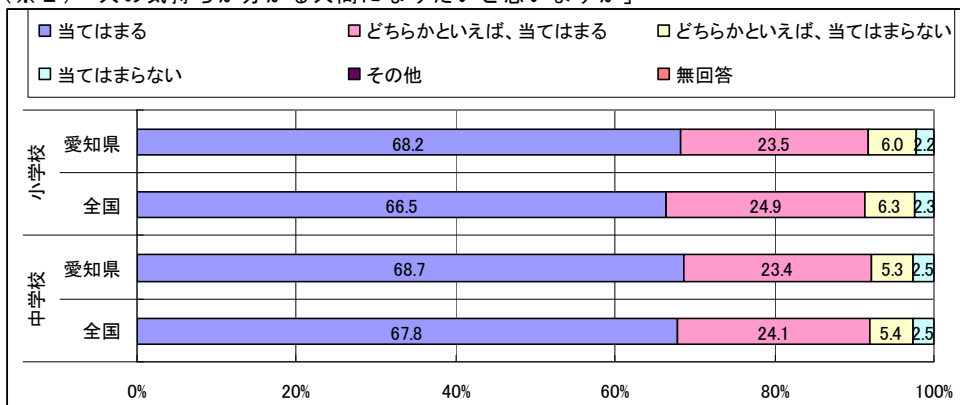
本県では、子どもだけではなく大人も含めた県民の幅広い参加の下、モラルやマナーを向上するための取組を粘り強く展開するなど、愛知の道徳性・社会性を全国に誇れるものにしていきます。

(※1) 「近所の人に会ったときは、あいさつをしていますか」



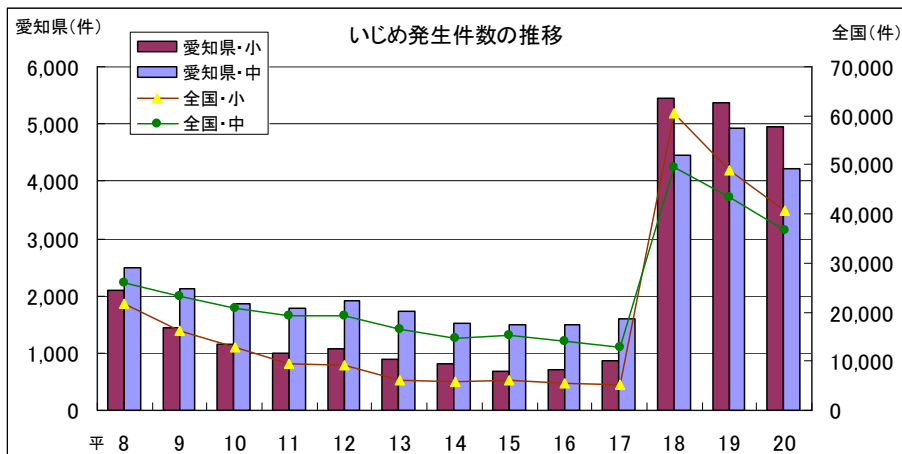
(平成21年度全国学力・学習状況調査)

(※2) 「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」



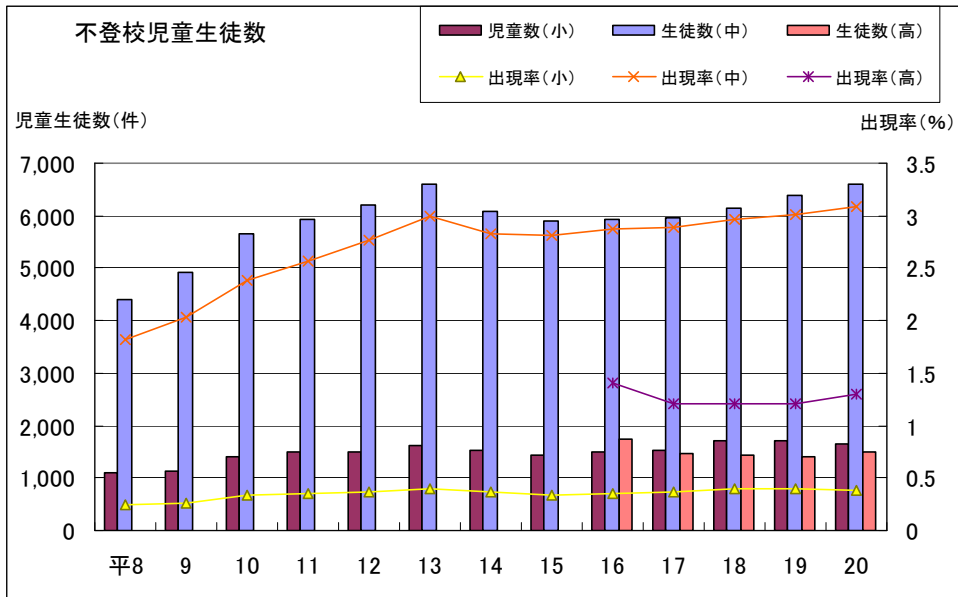
(平成21年度全国学力・学習状況調査)

〇いじめの件数の推移

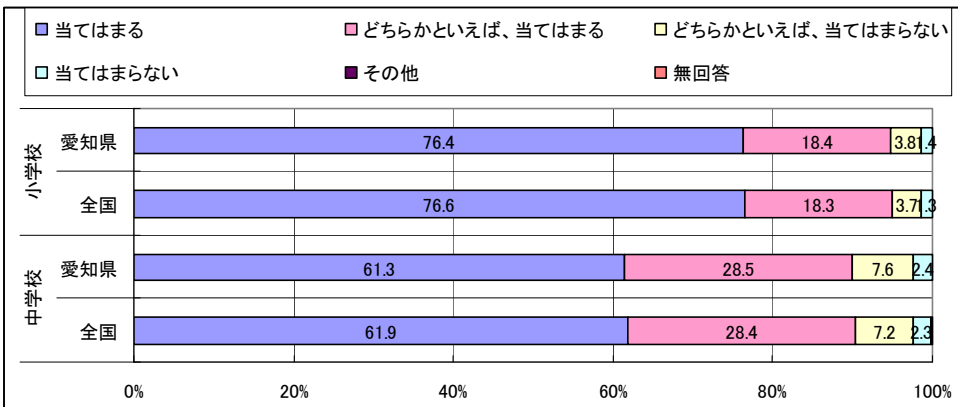


※18年度から、いじめの定義が変更され、いじめの範囲が拡大されたことにより、件数が急増した。
 ~平成17年度：自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの
 平成18年度～：当該児童生徒が、一定緒人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

○不登校の件数の推移（高等学校については平成16年度から調査を実施）



○「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」



(平成21年度全国学力・学習状況調査)

目標2：発達段階に応じたキャリア教育を充実します。

近年、子どもたちが大人の働いている姿を目にする機会が少なくなってきました。産業構造の変化に伴い、自営業や第一次産業従事者が減少したことや居住地と労働地域との乖離が進行したことは、働く人を子どもたちから遠ざけることになりました。そのため、子どもたちにとって、働くことの苦労やその先にある喜びをイメージすることは難しくなっています。

若者の勤労観・職業観に危うさを指摘する声も少なくありません。高い早期離職率（※1）、フリーターやニートの存在は、大きな社会問題となっています。それは、働くことの喜びや価値を実感する機会を得られずに、自分の生き方や今の生活を、職業や社会と関連付けて捉えることができないままに、将来への希望や自信、働くことへの意欲を持ってないでいる若者の姿であります（※2）。

よって、現代の若者たちに健全な勤労観や職業観を育んでいくことは急務と言えます。職業に貴賤のないことや職業には規範の遵守や責任が伴うこと、また、職業は生計を維持するためだけではなく、自分を向上させるとともに社会に貢献する意義のあることなど、健全な職業観を育むことは、自立した生き方への方向付けとなっていきます。

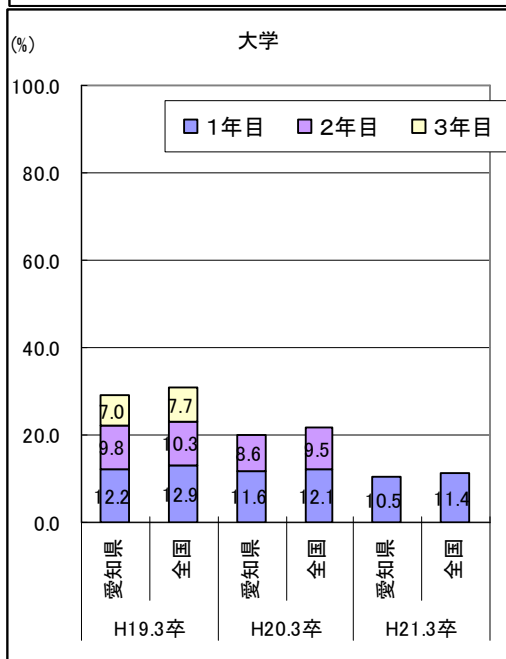
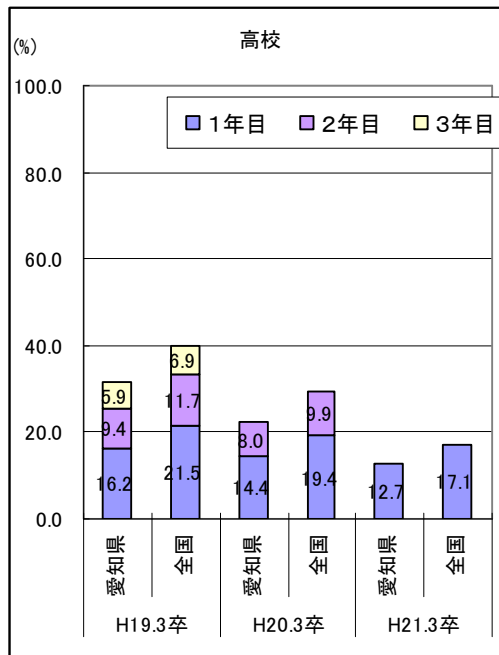
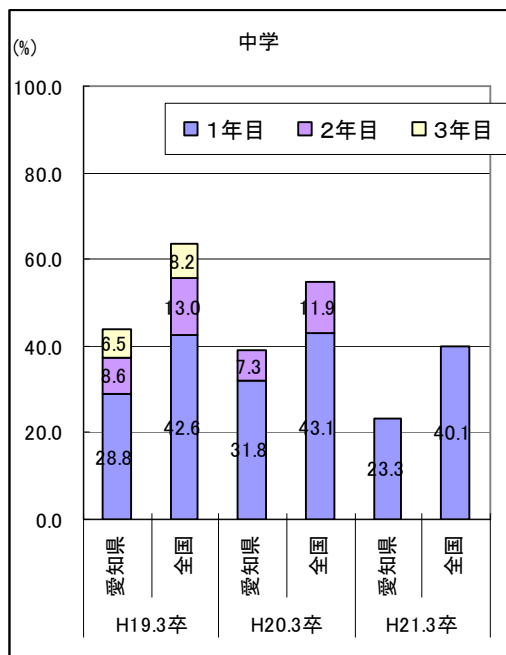
そのためには、幼児期から「働くこと」の価値を知らせていく必要があります。子どもたちの育ちを考える上での「働くこと」は、いわゆる職業のみに留まらず、家庭でのお手伝い（※3）や学校での係り活動を始め、ボランティア活動や趣味サークルの世話など、人のために行動することの全てを含んでいます。そのような活動を一人一人の発達段階に応じて、見聞きさせたり体験させたりすることによって、健全な勤労観や職業観を育んでいくことができます。

本県では、中学校と専門高校を中心に職場体験やインターンシップに取り組んできました。そこでの活動は、働くことや社会への関心を高めるとともに、大人社会の中での自分の身の丈を実感し、将来自立した社会人としての基盤をつくっていきます。

また、本県は、「モノづくり愛知」と言われているとおり、優れた技術・技能を有する人たちが地域の産業を支えて活躍しています。そこで働く人たちとの出会いは、子どもたちにとって、魅力的な大人のモデルを見つけることになり、自分の将来に向けての明確な目的意識を持った学習や進路選択にもつながっていきます。

そこで、子どもたちの発達段階に応じて勤労観・職業観を育むキャリア教育の一層の充実に取り組んでいきます。

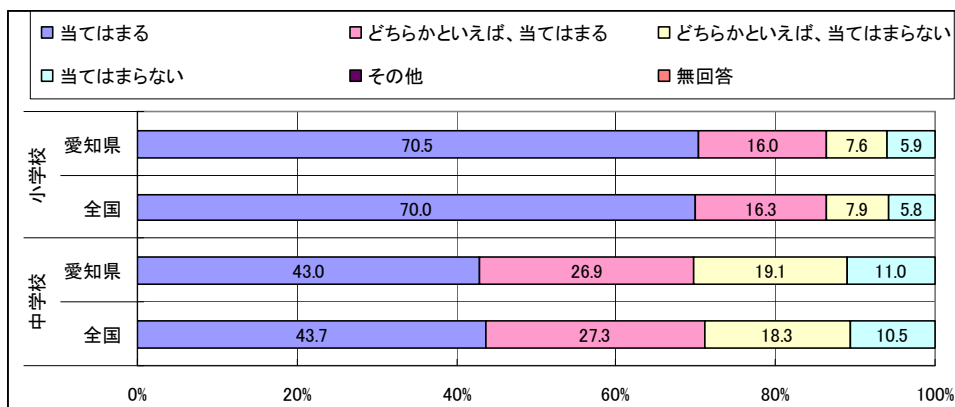
(※1) 早期離職（卒業後3年以内で離職）した者の割合



愛知県労働局公表値

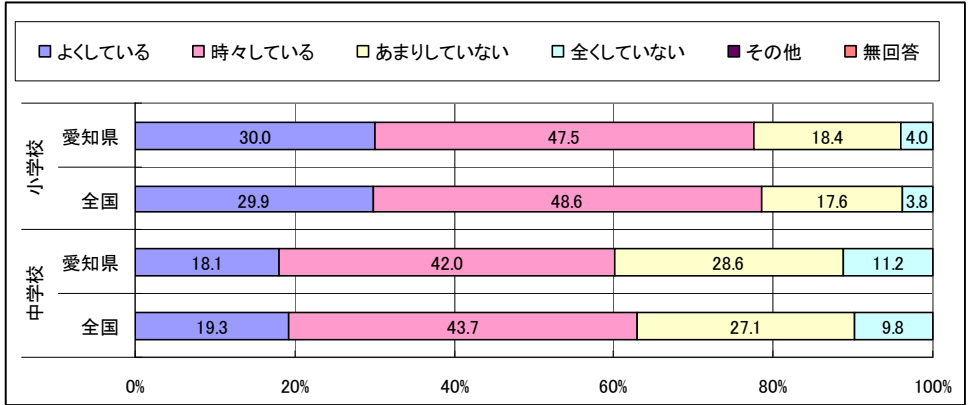
(注) この離職率は厚生労働省が管理している雇用保険被保険者の記録を基に算出したものであり、新規に被保険者資格を取得した年月日と生年月日により各学歴に区分している。

(※2) 「将来の夢や目標を持っていますか」



(平成21年度全国学力・学習状況調査)

(※3)「家の手伝いをしていますか」



(平成 21 年度全国学力・学習状況調査)

目標3：学習意欲の向上と確かな学力の育成を図ります。

21世紀は、経済のグローバル化が進展し、国際競争と技術革新が絶え間なく繰り返されるなど、変化の激しい時代です。こうした時代においては、過去の経験に学びながら社会の変化に柔軟に対応し行動する力を、学校教育や生涯学習を通して全ての人が身に付けておくことが必要となります。

平成18年実施のPISA調査によると、日本の高校生の数学や理科に関する力は全体として上位にあるものの、得られた情報を整理し、自分の考えを根拠に基づいて表現することが苦手であるとの結果が示されています。また、全国の小中学生を対象として、平成19年度から実施された「全国学力・学習状況調査」においても、記述式問題が苦手な児童が多いなど、同様の課題が指摘されるとともに、子どもたちの学習意欲や主体的な学びの姿勢に課題があることが明らかになってきており、本県の子どもたちも同じ傾向にあると言えます。

(※1)

私たちが目的意識をもち、よりよく生きるためには、生涯にわたって学び続けることが不可欠であり、その力を身に付けるには、学齢期の学びの充実が重要です。その意味から、学校教育における学習意欲の向上は、生涯学習における学力の土台であると言えます。子どもたちの学習意欲を向上させ、自ら必要な情報を得たり未知の事柄を探究していく姿勢を身に付けさせることは、日常生活や職業生活において必要な「生きる力」の根幹となる問題解決能力を培うことにつながります。

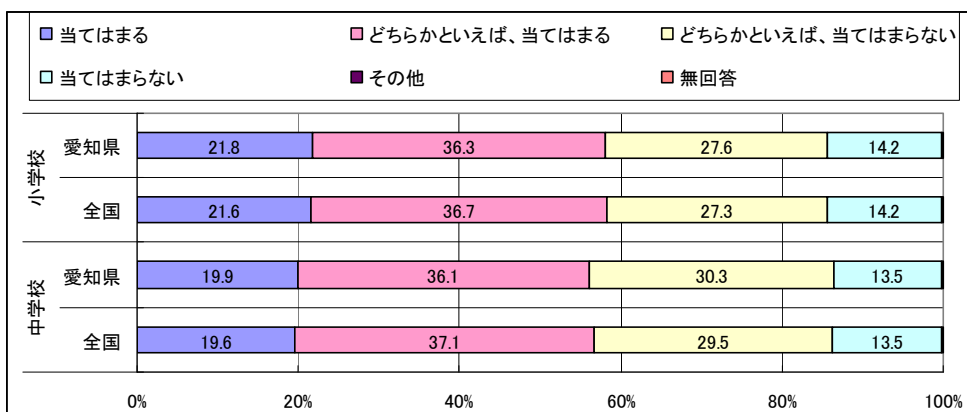
学習意欲を向上させるためには、単なる知識や技能の習得にとどまることなく、学ぶことの楽しさや充実感を味わわせたり、学習した内容の価値を感じさせたりすることが必要です。

平成20年3月に公示された新しい学習指導要領においては、「確かな学力」、すなわち、基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力の育成が求められています。

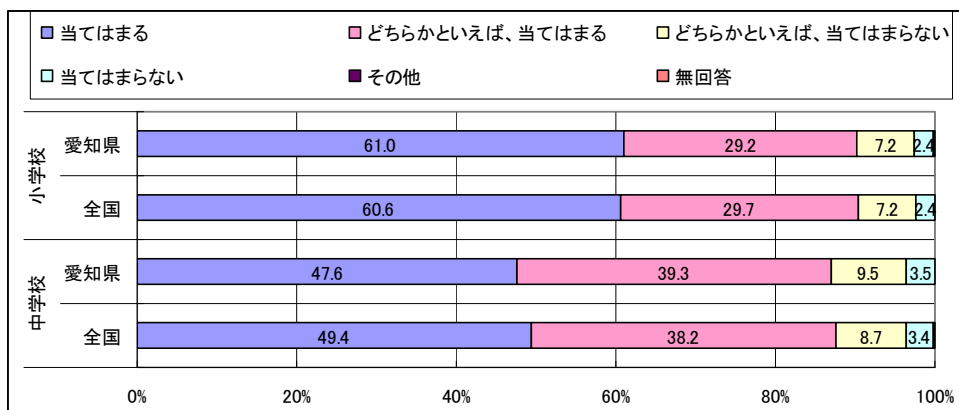
こうした点を踏まえ、児童生徒の状況やニーズを的確に把握しながら、個に応じたきめ細かい指導を充実させるとともに、指導方法の積極的な工夫改善を通して、学ぶことの楽しさや大切さに気づかせることにより、学習意欲の向上を図り、「生きる力」の基となる確かな学力の育成に力を注ぎます。

(※1) 平成21年度全国学力・学習状況調査の結果

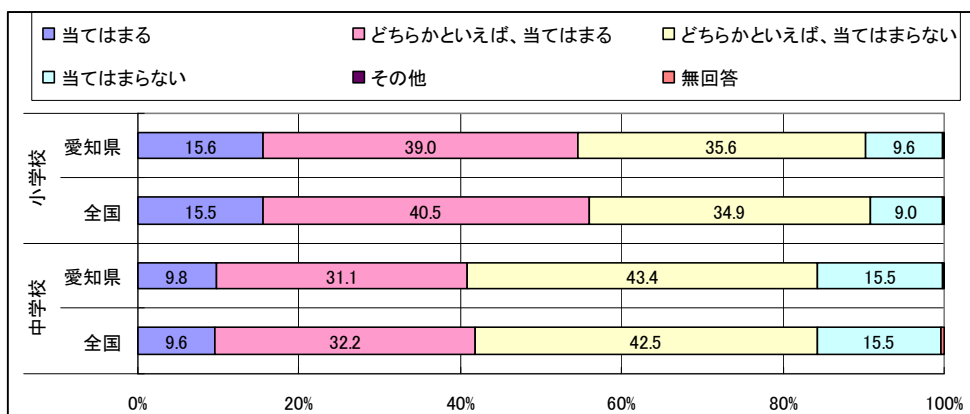
「国語の勉強は好きですか」



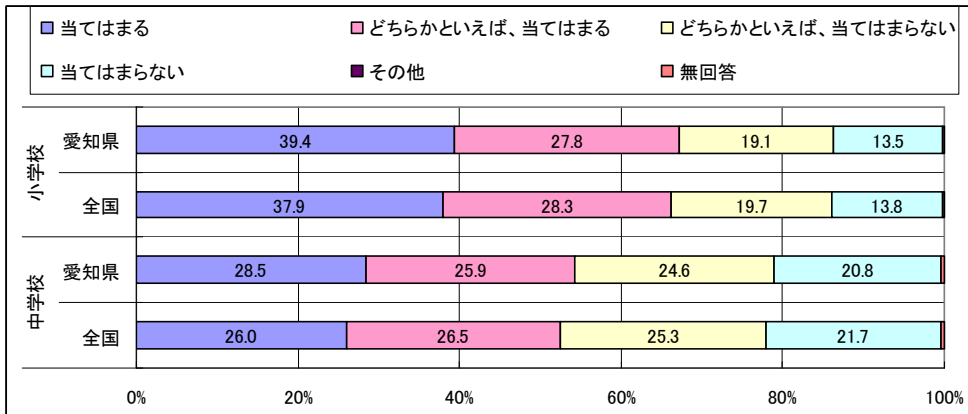
「国語の勉強は大切だと思いますか」



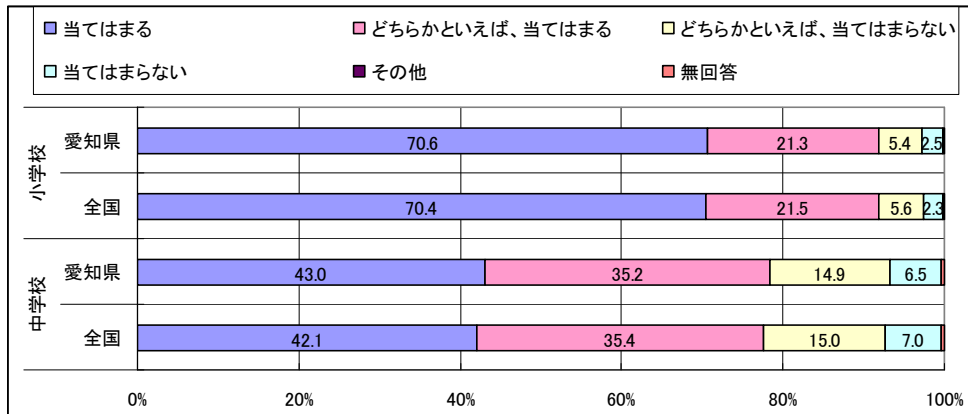
「国語の授業で目的に応じて資料を読み、自分の考えを話したり、書いたりしていますか」



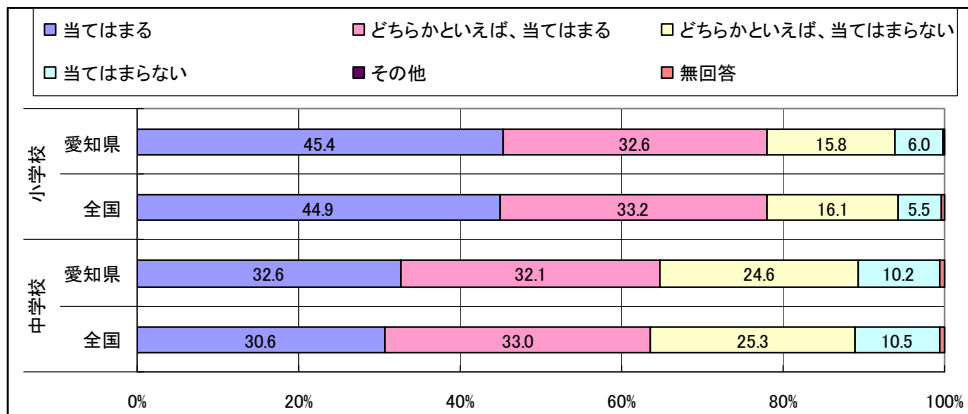
「算数・数学の勉強は好きですか」



「算数・数学の勉強は大切だと思いますか」

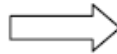


「数学の授業で問題を解くとき、もっと簡単に解く方法がないか考えますか」

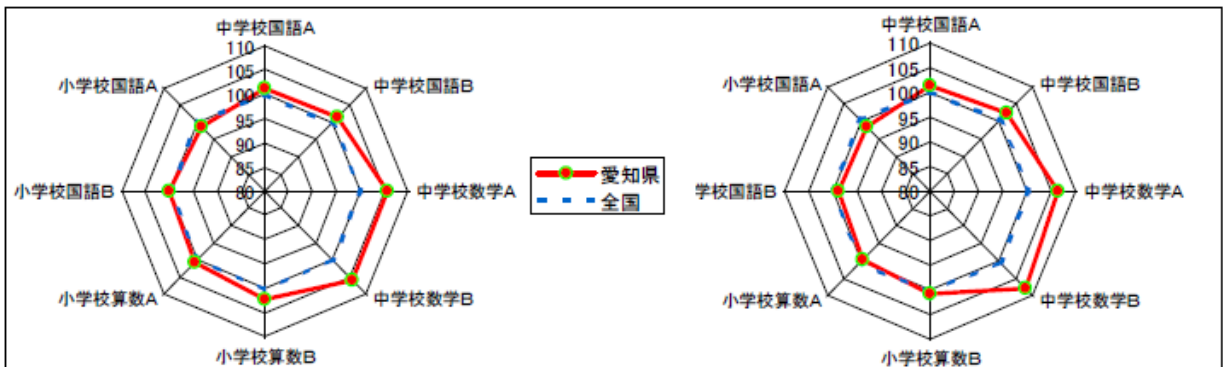


全国を基準とした比較

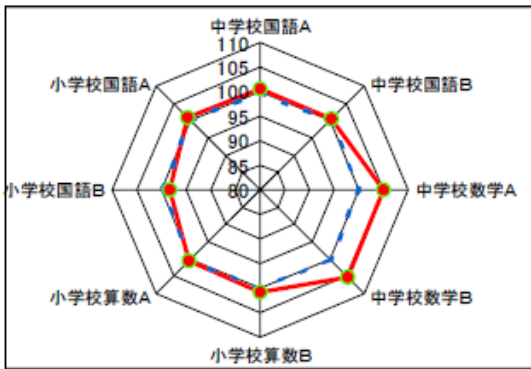
平成19年度



平成20年度



平成21年度



- ・ 「知識・技能の定着に一部課題が見られ、知識・技能を活用する力に課題がある」という全般的な傾向は、全国と同様である。
- ・ 全国の平均正答率との比較においては、小学校はほぼ全国並み、中学校はある程度高く、特に数学が高い。これは、平成19年度から継続して見られる傾向である。

目標4：豊かな人生を送るための生涯学習を充実します。

少子高齢化が進展し、平成 27 年には超高齢社会に突入していると思込まれる中で、県民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。

このことは、県民一人一人が、充実した心豊かな生活を送り、また、職業生活に必要な知識・情報・技術等を習得・更新することにより経済的にも豊かな生活を送ることを可能とするものであります。また同時に、県民一人一人の能力を向上させ、社会全体の活性化へとつながっていくものでもあります。そのため、あらゆるライフステージにおいて常に学習する生涯学習社会の実現の必要性・重要性がますます高まっています。

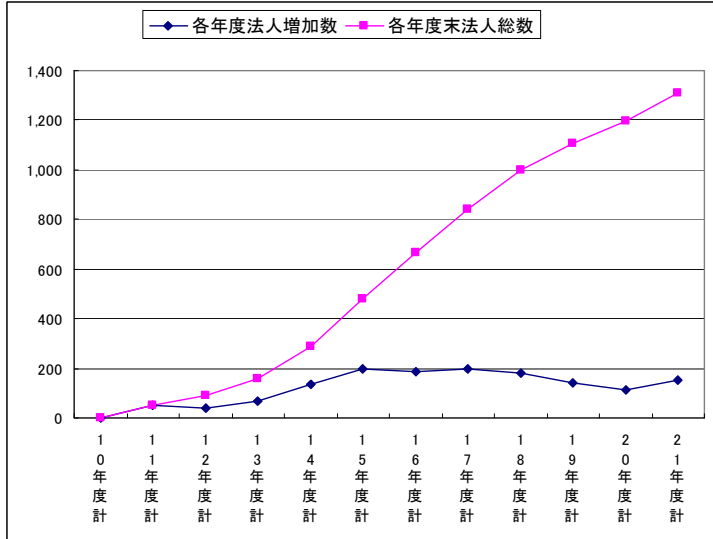
さらに、かつては家庭や地域で完結していた子育てや介護が今では公共的ニーズとなってきているように、社会の変化に応じて、行政に求められるサービスの範囲は拡大してきています。このような中、地域的なつながりの希薄化など従来から認識されてきた課題が今差し迫ったものとなるとともに、弱体化したセーフティネットの機能回復といった新たな課題が顕在化しており、行政が全ての公共的なニーズに直接対応することは、一層困難になっています。そこで、今後、地域住民等が自らその役割を果たす場面が増えてくることが予想され、地域社会が自らの課題に対して自らの力で解決していく、自立した地域社会の形成が必要となってきます（※1）。

そこで、本県が有する豊富な社会教育施設等（※2）を活用したり、市町村との連携を強化することなどを通して、生涯にわたり文化、スポーツに親しむ機会を増やしたり、今日的な課題に関する学びと実践の場を充実させることにより、自己を高め、学んだ成果を社会に活かしていけるよう、生涯学習を充実していきます。

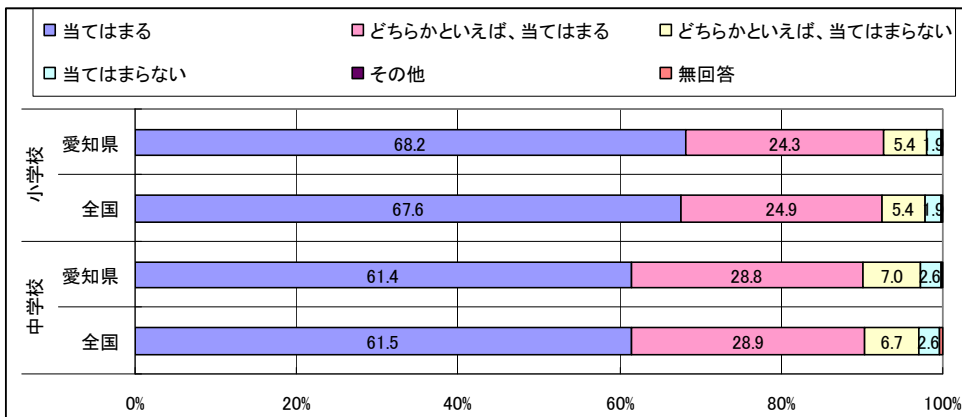
さらに、多様な社会の要請に応えるため、新しい公の担い手となる人材の育成とその活用のための仕組みづくりに努めていきます。

(※1) 地域活動の状況

○特定非営利活動法人の各年度末法人総数と各年度法人増加数（愛知県）



○「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」



(平成21年度全国学力・学習状況調査)

(※2) 社会教育施設等

平成20年10月1日現在で本県には美術館が37館、文化会館が74館、歴史博物館が124館あり、全国的にみても多くの施設がある。

第2章 具体的な取組の方向と施策の展開

1 幅広い県民の参加により道徳性・社会性の向上を図ります。

- (1) 道徳性・社会性の向上
- (2) 人権教育の推進
- (3) いじめ・不登校等への対応の充実
- (4) 幼児教育の充実
- (5) 福祉教育の推進
- (6) 安全教育の推進

(1) 道徳性・社会性の向上

少子化や都市化など社会の変化に伴い、人と人がかかわりをもつ機会が減少しています。また、経済的に豊かな時代となったこともあり、地域の住民同士の支えあいの場が減少し、地域社会からの孤立化に拍車をかけています。

こうしたことから、子どもたちのコミュニケーション能力の低下や、モラルの低下などが指摘されています。

そこで、道徳教育や、体験活動・交流活動などを通して相手を思いやる心を育み、道徳性・社会性の向上に取り組んでいきます。

〔取組の方向〕

- 幼児・児童生徒が主体的にモラルやマナーの向上に取り組むとともに、保護者への啓発を行い、子どもだけでなく大人も含めた県民の幅広い参加の下、社会全体でモラルの向上に取り組めます。
- 学習指導要領を踏まえ道徳教育の充実を図るとともに、県内の学校の取組を広く情報交換し、各学校の道徳教育の質を高めます。
- 社会貢献への意欲を持つ若者などを指導者として養成・活用し、異年齢や異校種間、あるいは様々な集団での活動や交流活動を通して、子どもたちのお互いを思いやる心や善悪を判断する力、コミュニケーション能力を高めます。
- 子どもが携帯電話やインターネット等を利用するときのルールやマナー、モラルに関して、保護者への啓発や、大人を対象とした研修を行うなど、情報モラルの向上に取り組めます。
- 野外教育施設を活用した子どもたちの体験活動を推進し社会性の育成を図ります。

(2) 人権教育の推進

子どもへの虐待をはじめ、女性・高齢者・障害者・同和地区出身者・外国人・HIV感染者等への差別や偏見など、様々な人権問題が存在しています。また、価値観が多様化する高度情報化社会の中で、インターネットを介した差別的情報の掲載やネットいじめなどの人権侵害も生じています。

すべての人々の人権が尊重され、擁護されることは、平和で幸福な社会をつくる礎となります。

そこで、人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくるために、人権に関する正しい理解を深め、人権感覚を身に付けた態度や行動がとれるよう人権教育を推進していきます。

〔取組の方向〕

- 学校では、教科の指導を始め、様々な教育活動の中に、協力的・参加的・体験的な学習を取り入れ、児童生徒の人権問題についての知的理解を深め、人権感覚を身に付けた態度や行動がとれるよう指導を行います。
- 学校で人権教育の指導的立場にある教員やPTA関係者を対象とした研修会や学習会を開催するなど人権教育指導者の養成・研修を行います。
- 子どもから大人まで人権に関する正しい知識と感覚を身に付け、人権尊重の精神を日常生活で生かしていくことができるよう、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、「あいち人権啓発プラザ」を拠点として啓発活動を行っていきます。

(3) いじめ・不登校等への対応の充実

本県では、小・中学校におけるいじめや不登校、暴力行為などの児童生徒の問題行動が依然として多く、高等学校においても人間関係のトラブル等に起因する適応障害や自傷行為を繰り返す生徒が増加しています。

そこで、「いじめは絶対にゆるさない」「不登校は、まず、一人を救う。新たな一人を出さない」を念頭に、日頃から未然防止や予防的指導に取り組み、早期発見と早期対応に努めていきます。

また、家庭・地域・学校やその他関係機関が連携して、全ての児童生徒が楽しく充実した学校生活を送ることができるように、教育活動を向上させていきます。

〔取組の方向〕

- 地域に働きかける活動や異世代間の交流活動など、様々な人とのかかわりを通して、児童生徒が成就感や自己実現の喜びを体感したり、規範意識を高めたりすることにより、小学校（特別支援学校小学部）低学年から、発達段階に応じて児童生徒集団が自らモラルを形成し、充実した学校生活を送れるよう努めます。
- いじめや暴力行為の未然防止と早期発見のために、関係機関との連携も行いながら教職員が児童生徒と触れ合う時間を確保し、その中で児童生徒の心の動きをとらえ、小さな変化を見逃さない体制づくりを行います。
- 学校における相談活動を一層充実させるため、スクールカウンセラーの配置の拡充と資質の向上を図っていきます。
- 社会とつながるきっかけとして、不登校児童生徒へのアウトリーチ活動やひきこもっている児童生徒やその家族に対する支援を充実します。
- 社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者を総合的に支援するために、地域の関係機関が連携したネットワークの構築に取り組んでいきます。

(4) 幼児教育の充実

近年の核家族化や少子化、ライフスタイルの多様化、地域におけるつながりの希薄化など、家庭を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されており、幼児期に身に付けるべき基本的な生活習慣や社会性・規範意識の芽生えなどが不十分なまま小学校に入学し、円滑に学校生活を送れない児童への対応が課題となっています。

平成 21 年度に愛知県幼児教育研究協議会が幼稚園、保育所等、小学校の教諭、保育士、保護者へ調査した結果によると、「今、子どもの育ちについて危うさを感じていること」は、「思いどおりにならないとき、我慢する力が弱くなっている」との回答が 26.4%で最も多くなっています。また、「子どもの育ちについて危うさを感じていることの要因としては何か」という質問には、最も気になっていることとして、「家庭でしつけがきちんとされていない」が 19.7%、「兄弟姉妹の人数が少なく、家族の中でけんかや言い争い、あるいは何かを分け合う経験が少ない」が 17.0%、「友達と一緒に夢中になって遊ぶ経験が少ない」が 15.4%となっています。

そこで、様々な遊びを通じた体験活動、小学校との接続を意識した教育や保育の実施など、幼児教育の充実を行っていきます。

また、現在国において検討が進められている幼保一体化について、幼児教育の質の維持・向上を目指し研究協議を進めていきます。

〔取組の方向〕

- 幼稚園・保育所等において、地域の人たちがボランティアとしてかかわることで体験活動を充実させたり、施設を利用して保護者同士の交流の機会や子育ての情報提供を行い、地域における幼児教育センターとしての役割を果たしたりしていくことで、地域社会で子どもを育てる体制を推進します。

- 幼稚園・保育所等と小学校の接続を強化し、小学校での子ども同士の交流や、教員と保育士の情報交換を推進するなど、滑らかな接続に努めます。

- 幼稚園児の保護者が、幼稚園の保育や行事の運営等に積極的に参加することなどを通して、子育ての喜びや楽しさを実感し、家庭での子育てに活かします。

- 過疎地域や児童が減少している地域あるいは待機児童が多い地域などで、地域の実情に応じて認定こども園の設置を促進し、教育と保育を一体的に提供します。

- 幼児期の教育のあり方について、各市町村の実情を踏まえながら、幅広い視点から検討し、本県としての指針を示していきます。

(5) 福祉教育の推進

都市化や少子高齢化の急速な進展に伴い、地域のコミュニティの力はしだいに低下しており、人や地域のつながり・絆の再生を図り、互助や支え合いによって社会をつくりあげていく必要があります。また、介護を要する高齢者の増加への対応や、障害者の地域における自立生活の支援のために、多様で質の高い福祉サービスを提供できる人材の育成が求められています。

そこで、体験活動・交流活動、ボランティア活動などを通して、障害の有無にかかわらず、相互に人格や個性を尊重し支え合う共生社会を実現していくための福祉教育を推進していきます。

〔取組の方向〕

- NPOや福祉関係団体などと連携をしながら、保育・介護体験を通じた高齢者や障害者との交流、ボランティア活動を推進し、ノーマライゼーションの理解を図ります。
- 高等学校では教科「福祉」を通して、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育成します。

(6) 安全教育の推進

子どもたちが安全で安心な学校生活を送ることは、誰もが望み、期待するところです。

しかし、児童生徒を取り巻く環境は、不審者による犯罪の増加や、重大な交通事故の発生など、非常に深刻な状況にあります。また、地震や豪雨といった自然災害による被害の軽減に向けた対策についても、喫緊の課題となっています。

そこで、子どもたちの安全意識を高め、安全に配慮した行動をとることができるよう安全教育を充実していきます。

〔取組の方向〕

- 地域の関係機関やボランティアと連携して、児童生徒の実体験に即した安全教育の展開を推進し、子どもたちの安全意識を高めていきます。
- 自然災害の発生に備え、地域の減災活動や発生時のボランティア活動の担い手となる防災人材の育成に取り組みます。
- 教職員の危機管理意識の高揚を図るため、教職員を対象とした安全教育に関する研修を充実します。

2 発達段階に応じたキャリア教育を充実します。

- (1) キャリア教育の推進
- (2) 産業教育の充実
- (3) 世界を舞台に活躍できる人づくり

(1) キャリア教育の推進

近年、子どもたちが大人の働く姿を目にすることが減り、働くことの意味や大切さがわかりにくくなっています。また、職業人としての基本的な資質をめぐる課題、高い早期離職率、フリーターやニートの存在が社会問題となっていることから、若者が発達段階に応じた勤労観・職業観を身に付け、将来に向けて明確な目的意識を持ち、自ら人生を切り拓くことができるようにしていくことが必要です。

そこで、発達段階に応じ、勤労観・職業観を育むキャリア教育を推進していきます。

〔取組の方向〕

- 小学校から高等学校まで発達段階に応じた系統的なキャリア教育を計画的・組織的に推進するため、産業界を始め関係諸団体等の助言や協力を得るための協議の場を設けるとともに、全ての学校においてキャリア教育を実施するための態勢づくりを推進します。
- 小学校では低学年から高学年まで、それぞれの学年においてキャリア教育の目標を定め、保護者や地域社会と協力して進めます。特に高学年においては、愛知の誇るモノづくり職人から技を学ぶとともに生き方を感じ取る機会などを通して、自己の生き方を考えることができるようにしていきます。
- 小・中学校、高等学校、特別支援学校の子どもたちが、自分自身の成長を確かめ、自らの将来について考えるための個々に応じたワークシートとして県独自のキャリア教育ノートを作成・活用します。
- 中学校ではこれまで実施してきた職場体験を、引き続きキャリア教育の大きな柱と位置付けるとともに、事前・事後指導の充実を図り、その意義を高めます。

- 高等学校では社会人講師の積極的な活用を図るとともに、産業界等と連携して普通科を含めた全ての県立高等学校でインターンシップを実施し、高校生が自らの在り方・生き方を具体的に考え、主体的に進路選択できる力を養います。
- 高校生が大学での学びに触れることで、上級学校卒業後の社会人としての行き方を意識させながら専門性の高い学問への興味・関心を高めていきます。また教育内容の相互理解を進め、専門高校生の進学のための機会を拡大に努めます。
- 特別支援学校では、小学部での社会参加活動や校外学習、中学部での就労準備体験、高等部での産業現場実習など、小学部から高等部まで、発達段階に応じたキャリア教育を推進し、就職率の向上と地域での自立を支援します。
- 県立の大学におけるキャリア支援教育を充実し、学生の就業力を高めます。
- 県内大学との連携により中小企業を対象とした大学生インターンシップを推進します。
- 教育界と産業界をつなぎキャリア教育に有用な情報やノウハウを蓄積した教育コーディネーター人材を育成するとともに、県内全域でのコーディネーター活動を実施します。
- 子どもたちが将来、性別によってその可能性が狭められることなく、個性と能力を発揮できるように育てていくため、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、広報・啓発活動を行っていきます。
- 個人・社会のニーズに対応するため、支援の必要な若年者や子育て等で離職した女性等に対して、個人の能力や適性、経験などに応じた、就労等に関する相談窓口の強化や、就業支援、離職者向けの職業訓練を行います。

(2) 産業教育の充実

本県は、「モノづくり愛知」と言われるとおり、製造業を中心に様々な産業が集積した全国有数の産業立県です。しかし近年、技術革新の進展、産業構造や雇用形態の変化など、経済を取り巻く状況は大きく変容しつつあります。

また、農林水産業や製造業をはじめ多くの産業で後継者の育成が課題となっています。

そこで、このような時代の変化に適切に対応し、本県の産業を支えていくための人材を育成していく産業教育を充実していきます。

〔取組の方向〕

- 工業高等学校の中核となる総合技術高等学校を新設し、本県工業教育の一層のレベルアップを図り、モノづくり愛知を支える人材を育成します。
- より実践的な産業教育を行うために、県立高等学校専門学科等の設備について、各学校の実情に応じた重点的な整備を行うなど、計画的かつ効果的な整備を図ります。
- 地域産業界との連携により専門高校生に優れた技術を習得させたり、長期間にわたる現場実習等を行うことにより、地域産業の発展に貢献できる人材を育成します。
- 高等学校専門学科の魅力の中学生を始め広く県民に伝えるとともに、専門高校生の実践的な能力形成を図るため、産業教育の祭典の開催や技術検定の実施など高等学校専門学科における産業教育を充実します。
- 産業構造の多様化に対応した高等学校専門学科における教育課程を実施します。

- 工業高等学校では、高等技術専門校や企業と連携して実践的な技能実習を実施し、実践的な技能を習得した人材を育成します。
- 県立高等技術専門校をモノづくり関連分野の訓練に特化したり、県立高等技術専門校と愛知県産業技術研究所の連携を行うなど、技術者・技能者の人材育成機能を強化します。
- 中小企業向けの人材育成モデルの作成や、多様な訓練科目を持つ民間教育訓練機関との連携強化、県立高等技術専門校におけるオーダーメイド訓練の充実などにより、職業能力開発の多様化、底上げを図り、中小企業の人材育成を支援していきます。
- 技能五輪全国大会・全国アビリンピックや関連イベントの開催を通じ、技術・技能を尊重する機運を醸成します。

(3) 世界を舞台に活躍できる人づくり

経済のグローバル化の動きは近年さらに加速し、中国や東南アジアなどの新興国に加え、中東、ロシアなどの資源国が高い成長を遂げています。

このように、グローバル化が進展する中で、わが国のモノづくりの拠点であり、また愛知万博やCOP10を開催した本県には、先端科学技術の開発、地球環境の保全等、様々な分野での活躍が期待されています。

そこで、子どもころから地球的視野に立って主体的に行動するために必要な態度・能力を育み、世界を舞台に活躍し、信頼され、世界に貢献できる人材育成に取り組んでいきます。

〔取組の方向〕

- 児童生徒の外国語を学ぶことへの興味・関心を喚起し、学習形態を工夫したり、外国語指導助手とのチームティーチングの授業を行うなど外国語教育を充実することで、実際のコミュニケーション能力を育成します。
- 小・中学校、特別支援学校での国際交流活動や、高等学校での英語科や普通科の国際理解コースなどにおける専門的な教育や国際交流活動を通して、異文化理解など国際理解教育を推進していきます。
- 小・中学校、高等学校、特別支援学校で、わが国の歴史や伝統文化について学ぶことで、国際社会の中で日本人としての自覚を持てるようにしていきます。
- 英語教員が英語力と教授力の向上を図るとともに、世界的な視野をもち国際的な感覚を身に付けるよう、県立大学を始め県内の大学との連携を強化するなど、英語教育や国際理解教育等に関する教員の研修を充実します。
- 技能五輪全国大会・全国アビリンピックや関連イベントの開催を通じ、技術・技能を尊重する機運を醸成します。

3 学習意欲の向上と確かな学力の育成を図ります。

- (1) 個に応じたきめ細かな指導の充実
- (2) 魅力ある県立学校づくり
- (3) 理数教育の推進
- (4) 読書活動の推進
- (5) 情報教育の充実
- (6) 多文化共生社会の実現に向けた教育の推進
- (7) 特別支援教育の充実

(1) 個に応じたきめ細かな指導の充実

21世紀は、社会のグローバル化、情報化が一層進展し、新たな知識・情報・技術が社会のあらゆる分野で重要性を増す知識基盤社会の時代と言われています。こうした変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、いわゆる「確かな学力」です。

しかし、PISA調査や本県の全国学力・学習状況調査により、学習意欲やねばり強く課題に取り組む態度に課題があることが明らかになりました。

児童生徒の学習意欲を向上させ、主体的に学習に向かう姿勢を培っていくためには、小・中学生の段階では、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、学ぶ楽しさを感じさせることが必要です。

そこで、個に応じたきめ細かな指導を通じて子どもたちが学ぶ意欲を高め、主体的に学習に向かうことにより、確かな学力を育成していきます。

〔取組の方向〕

- 国の教職員定数改善計画を踏まえ、きめ細かい指導を行えるよう少人数教育の充実を図ります。
- 学習指導要領の周知徹底、義務教育の均一化とさらなる質の向上を図るため、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえるなどによる市町村への指導・助言を行います。
- 児童生徒に、学ぶことの意義や楽しさを実感させるために、広く地域の人材やノウハウを授業で活用できるような支援を進めていきます。
- 教員の大量退職をむかえ、教員全体の指導力が相対的に低下することが懸念されることから、ベテラン教員のもつ授業の心構えや指導技術を、若い世代の教員に伝える取組を支援していきます。

(2) 魅力ある県立学校づくり

高等学校への進学率は9割を超え、生徒の学習に対するニーズは多岐にわたっていることから、そうしたニーズに応えることのできる学校づくりが期待されています。

また、社会状況・経済状況の変化もあいまって、全日制課程だけでなく昼間定時制課程や夜間定時制課程への志願者数が増加しています。

こうした状況を踏まえながら、生徒の学習意欲を向上させ、主体的に学習に向かう姿勢を培っていくためには、授業で学ぶ知識・技能と職業生活・上級学校の学習とのつながりや、学ぶこと自体の意味を実感できるようにしていくことが特に重要となってきます。

そこで、多様化が進む子どもたちの能力・適性、興味・関心、進路希望を踏まえ、さらなる魅力ある県立学校づくりを進めていきます。

〔取組の方向〕

- 多様な選択科目を設定したり、高度な知識・技術・技能を学べたりするなど学校の特色化・活性化を図り、魅力ある学校づくりを推進していきます。
- 大学での研究や企業活動に触れる体験の機会を積極的に設け、学ぶことの意義を理解することを通して学習意欲の向上を図ります。
- 生徒の多様なニーズに対応するため、昼間定時制課程の拡大や通信制課程も含めた複数部制の単位制高等学校など新しいタイプの学校づくりを検討していきます。
- 東三河地区において、連携型中高一貫教育による6年間の計画的・継続的な教育や異学年・異校種の生徒同士の共通した体験活動等を展開することにより、個性の伸長や優れた才能を育成します。

(3) 理数教育の推進

モノづくり産業を基盤としている本県では、イノベーションを創出するために、研究者や技術者など新たな知の創造活動の拠点を担う人材の育成が不可欠です。

しかし、中学2年生を対象とした2007年国際数学・理科教育動向調査(TIMSS)によると、我が国の数学・理科の力は世界のトップグループに属していますが、数学や理科への興味・関心は世界の平均を大きく下回っており、子どもたちの「理数離れ」が大きな課題となっています。

そこで、児童生徒の科学技術、理科、数学に関する興味・関心や知的探究心等を育成するなど、本県の科学技術の発展を担う人材の育成を目指し、理数教育を推進していきます。

〔取組の方向〕

- 学校や地域において実験などの体験や活動を充実することで、児童生徒の科学技術、理科、算数・数学に関する興味・関心や知的探究心、科学的な見方・考え方の育成を図ります。
- ものづくり愛知を支える人材の育成のため、国のスーパーサイエンスハイスクール事業等の活用や、大学との円滑な連携を図ることなどにより、高等学校における高度な理数教育の充実や成果の普及を図ります。
- 大学等をはじめ有識者等と連携し、小・中学校における理数教育に優れた能力を有する教員の計画的な養成に取り組めます。

(4) 読書活動の推進

読書は、人間にとって最も基礎的な文化的活動の一つであり、生涯にわたる学習活動の基盤となるものです。特に子どもたちにとっては、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。

しかしながら、テレビ、ゲーム、携帯電話等の情報メディアの発達により「活字離れ」が進み、さらには「読書離れ」や、本を読む人と読まない人の差が広がっていることなどの問題が指摘されており、本県の全国学力・学習状況調査においては、「読書が好きですか」との質問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒は、小学生が 46.3%（全国 47.7%）、中学生が 44.3%（全国 43.7%）に止まっています。

また、小学校の国語に学習に関しても「国語の勉強は大切だと思いますか」との質問に対して、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒が、小・中学生とも 9 割程度（全国同様）であるのに対し、「国語の勉強は好きですか」との質問に対して「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒は 6 割程度（全国同様）となっており課題が見られます。

そこで、乳幼児期から本に慣れ親しむことや、身近なところに本があり、自然に読書に親しむことができる環境づくりを行うなど、読書活動を推進していきます。

〔取組の方向〕

- 愛知県ゆかりの著名人が思いを綴った「みんなにすすめたい一冊の本」の活用や朝の一斉読書など、学校における読書活動を推進し、読書への関心や知的好奇心を高めるとともに、言語感覚や感性を培います。
- 家庭、地域や公共図書館との連携を進め、学校図書館ボランティアへの参加等を奨励し、読書活動への支援を充実させます。

- 子どもの読書活動への関心を高めるため、国の広報事業と連携して「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」の県民への周知・普及に努めるとともに、「子ども読書週間」、「読書週間」において子どもの読書活動を推進する取組を展開します。

- 愛知県図書館では、県内図書館等による子どもへのサービスの総合的・効果的な援助を推進し、センター館としての役割を果たしていきます。

- 子どもの読書活動を推進する関係機関の連携・協力の具体的な方策について検討します。また、市町村や地域諸団体の情報の収集、提供及び子どもの読書環境の整備に関する状況の把握に努めます。

(5) 情報教育の充実

社会の情報化が急速に進展していく中で、子どもたちが情報や情報手段を主体的に選択して活用していくための個人の基礎的な資質（情報活用能力）を身に付け、情報社会に主体的に対応していく力を備えていくことがますます重要となっています。

また、「確かな学力」の向上につなげるため、わかりやすい授業を実現する指導方法の一つとして、教員が情報通信技術を効果的に活用した授業を展開することが重要となっています。

さらに、日常生活や仕事などあらゆる場面で、パソコン、携帯電話などを用いてインターネットやメールを使用する頻度がますます高まっており、簡単に情報をやり取りできる便利な社会になっています。本県の全国学力・学習状況調査によると、「携帯電話で通話やメールをしていますか」との質問に対して、「ほぼ毎日利用している」と回答した児童生徒は、小学生が 10.3%（全国 9.5%）、中学生が 33.2%（全国 30.3%）です。しかし、便利な面ばかりではなく、迷惑なメールや個人情報の漏えい、出会い系サイトの危険など、トラブルや犯罪に巻き込まれたり、学校裏サイトを使いたいじめ問題に発展してしまうこともあります。

そこで、情報社会に積極的に参画し、主体的に情報を選択していく情報活用能力を身に付けさせるとともに、情報モラルの向上を図るため、情報教育を充実していきます。

〔取組の方向〕

- 県立学校情報化推進計画に基づき、情報教育を始めとして ICT の利活用に必要な情報機器等の整備を行い、児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。
- ICT の利活用により児童生徒に分かりやすい授業を展開するため、情報機器の整備を行うとともに、教員の ICT 活用指導力の向上にかかる研修体制の充実を図ります。また、校務の情報化の推進を図ります。
- 情報モラルの向上を一層図っていくために、保護者や地域の大人を対象とした啓発活動を行うなど、家庭や地域と連携し施策を推進します。

(6) 多文化共生社会の実現に向けた教育の推進

本県における外国人登録者数は、年々増加の一途をたどり、平成 21 年 12 月現在で、総人口に占める割合は 2.90%に達し、全国でも第 2 位となっているなど国際化が進展しており、国籍や民族の違いにかかわらずお互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし、活動できる多文化共生の社会づくりが求められています。

しかし、本県では日本語指導が必要な外国人児童生徒数が平成 20 年 9 月 1 日時点で 5,844 人と全国で最多となっています。

そこで、国際理解教育や、外国人児童生徒の状況に応じた支援を行うなど、多文化共生社会の実現に向けた教育を推進していきます。

〔取組の方向〕

- 日本語教育適応学級担当教員の配置や教育事務所への語学相談員の配置など、外国人児童生徒の受入れ体制の整備を図ります。
- 外国人生徒の高等学校への進学の実況の改善に向けて、日本語能力に応じた柔軟な対応や特別選抜の実施など高等学校への進学を支援します。
- 住民基本台帳法が改正され、外国人住民についても住民票が作成されるようになることから、県と市町村が連携して住民基本台帳を活用し、就学の推進に向け取り組んでいきます。
- 経済団体や行政等が協力して創設した「日本語学習支援基金」を活用して、外国人児童生徒に日本語を指導するボランティアの養成を行い、地域での外国人児童生徒の日本語学習支援を充実します。
- 就学前の日本語学習を支援するため、全国で初めて本県が作成したプレスクールの実施マニュアルとモデル事業の成果を活用したプレスクールの設置の促進や、プレスクールと小学校との接続強化を図っていきます。
- 小・中学校、特別支援学校での国際交流活動や、高等学校での英語科や普通科の国際理解コースなどにおける専門的な教育や国際交流活動を通して、異文化理解など国際理解教育を推進していきます。

(7) 特別支援教育の充実

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に個性を尊重し支え合う共生社会の実現のため、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会への参加・参画に向けた取組を推進していくことが求められています。

そのためには、すべての学校に在籍する障害のある幼児・児童生徒が、自立し社会参加していくために、一人一人の教育的ニーズに応じた、乳幼児期から学校卒業後までの各ライフステージにおける切れ目のない支援をしていくことが必要です。

また、学校だけでなく、保護者や支援関係者（医療、福祉、労働関係機関等）が連携・協力して必要な支援を行うため、「個別の教育支援計画」を作成し、長期的な視点に立った適切な支援を行うことが必要です。

そこで、幼児・児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に取り組んでいきます。

〔取組の方向〕

- 小・中学校において、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級における特別支援教育体制がさらに充実していくように、教員の適正配置などに取り組めます。
- 小・中学校において、特別支援学級に在籍する児童生徒の校外学習や職場体験活動に地域住民が参加するなど、地域との結びつきを強める取組を推進していきます。
- 高等学校においては、これまで実施してきた教員研修や特別支援教育コーディネーターの連絡協議会の成果を踏まえ、支援の実践を進めるとともに、特別支援教育の充実に図っていきます。
- 特別支援学校については、障害の特性に配慮した教育環境の整備、特別支援学校の適正配置など、本県が抱える様々な課題の解決に向けて、今後の本県における展望を明らかにした整備構想を策定していきます。

なお、喫緊の課題である知的障害養護学校の過大化解消については、新設の養護学校の設置や、市立の養護学校設置の支援などに順次取り組んでいきます。

- 特別支援学校が、地域のセンター的機能を発揮して、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の支援を充実させるために、特別支援教育コーディネーターの配置を継続し、専門性を生かした指導・助言を行います。
- 特別支援学校では、社会参加活動、就労の準備体験、産業現場等での実習など、小学部から高等部まで、発達段階に応じたキャリア教育を推進するとともに、事業主への働きかけにより障害者の雇用促進を図り、地域での自立を支援します。
- 障害のある生徒の、地域での自立を目指して、地域活動に児童生徒が参加する取組や障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を推進します。
- 障害の早期発見のため、新生児に対する先天性代謝異常等の検査や未熟児に対して相談や支援を行うとともに、発達障害者支援センターの活動の充実を図ります。
- 障害のある子どもの保護者等が適切な就学先を選択できる相談窓口としての入学前就学相談や、特別支援学校への体験入学の実施など、早期からの特別支援教育の充実を図ります。

4 豊かな人生を送るための生涯学習を充実します。

- (1) 生涯学習の振興
- (2) 文化芸術の振興・伝統文化の保存・活用
- (3) スポーツの振興
- (4) 健康教育の充実
- (5) 食育の推進
- (6) 家庭教育の充実と子育て支援
- (7) 環境教育・環境学習の推進

(1) 生涯学習の振興

社会情勢の変化に伴い、社会生活を送る上で必要となる知識が、時代とともにめまぐるしく変化しており、全てのライフステージにおいて、学習することが求められています。

生涯学習は各個人がその自発的意思に基づいて行うことを基本とする学習のため、各個人の多様な要望に応じた学習を円滑に行うことができるよう、広く人々の自己実現に向けた学習を支援していくことや、学んだ成果を社会に生かしていけるようにすることが求められています。

社会の変化に応じ、行政に求められるサービスの守備範囲が拡大してきており、行政がすべての公共的なニーズへの対応を直接対応するという前提を維持することは、一層困難になっています。そのため、地域社会が自らの課題に対して自らの力で解決していくなど、自立した地域社会の形成が必要となっています。

そこで、「個人の要望」と「社会の要請」に応えるために、生涯学習の振興に取り組んでいきます。

〔取組の方向〕

- 新しい時代を切り拓く生涯学習の推進を図るため、新たな「生涯学習推進構想」を策定します。
- いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができるよう、生涯学習情報システム「学びネットあいち」の学習コンテンツの一層の充実を図るとともに、学習の機会、学習情報や学習成果の発表の場を提供していきます。
- リカレント教育の推進のための会議を開催するなど、社会人のより高度化・専門化する学習ニーズに対応できる環境づくりに取り組みます。
- 生涯学習の一環として、高齢者の学習意欲を助長し、生きがいづくりを推進するとともに、卒業後の地域における活動を目的とした「あいちシルバーカレッジ」について、多様化する社会状況を踏まえた内容の充実を図ります。

- 生涯学習の活動の場として生涯学習推進センターや公民館を始めとする社会教育施設の活用促進を図ります。
- 学んだことを社会に生かし、「新しい公」の担い手として地域で活躍できる環境づくりを進めます。
- 「自立した消費者」を育成するため、子どもから大人まで生涯の各時期、場面に応じて消費者教育に取り組みます。
- 「知的財産を大切にする風土づくり・基盤づくり」を進めるため、広く県民に対して知的財産について普及啓発等を行います。

(2) 文化芸術の振興・伝統文化の保存・活用

文化芸術は、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、人間相互の連帯感を生み出し、また多様な価値観を理解することを通じて共に生きる社会の基盤を形成するものです。そのため、すべての県民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現し、さらには国際理解を図っていく上でも、文化芸術を理解し創造する力の育成に取り組んでいきます。

伝統文化は、現代を生きる私たちに、我が国の歴史や古くからの生活の様子を伝えると同時に、その根底にある知と技を伝え、日々の暮らしに精神的な豊かさや感動、生きる喜びを与えてくれます。また、地域の人々の心のよりどころとして連帯感を育み、共に生きる社会の基盤を形成する役割を担っています。そのため、伝統文化を尊重する心の育成に取り組んでいきます。

〔取組の方向〕

- 子どもたちの豊かな人間性や多様な個性を育み、文化芸術に対する興味を高めるため、児童生徒が芸術に触れ創造活動を行う機会の提供を行っていきます。
- 高校生の文化部活動の発表の場の提供や小・中学生及び高校生と地域の文化芸術団体との連携を図るなど、文化部活動の活性化を図ります。
- コミュニケーション能力の育成のため、表現手法を用いた指導を行う芸術家の派遣を行っていきます。
- 芸術家と住民をつなぐアートマネジメントの役割を担える人材を育成するなど、だれもが生涯にわたり文化芸術に親しめる環境づくりを進めます。
- 「あいちトリエンナーレ」の開催を契機として、県内各地の美術館・博物館などにおいて文化・芸術に触れ親しむ気運を醸成するなど、愛知の文化力

の底上げを図ります。

- 県立の2大学の知的・文化的資源を活用した文化芸術振興を図ります。
- 地域に伝わる民俗芸能を直に体験することで、郷土を愛する気持ちを高めます。
- 国内有数の遺跡である朝日遺跡を広く県民に活用してもらえるよう、展示施設の機能を充実し、地域の歴史や文化に親しむ機会の充実を図ります。

(3) スポーツの振興

スポーツは、人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、人類が共同して発展させてきた世界共通の文化の一つです。

また、スポーツは私たちの「こころ」と「からだ」の健全な発達を促し、人格の形成、体力の向上、健康増進の礎であるとともに、地域の活性化や、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で欠くことのできないものです。

しかし、近年における社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもの体力低下や運動する子と運動しない子とで体力の二極化という問題を生むなど、心身の健康にも大きな影響を与えています。

そこで、子どもの頃から体を動かし、スポーツに親しむ習慣を身に付け、豊かなスポーツライフを創出するために、社会全体で誰もが生涯にわたり主体的にスポーツに親しむことのできる環境を整えていきます。

〔取組の方向〕

- 豊かなスポーツライフを実現する基礎となる学校体育・運動部活動の充実に取り組めます。
- 愛知県の子どもの体力の特性に応じた「愛知県版体力向上運動プログラム」を開発し、普及を図っていきます。
- 身近なスポーツ活動の場として、総合運動場を始めとする社会体育施設の利用や、学校施設の開放の促進を図ります。
- 「新しい公」として、地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」の創設・育成を支援し、地域における人々のスポーツ機会の確保・充実に図ります。また、総合型地域スポーツクラブの活性化を図り、トップスポーツと地域スポーツの特長を生かした、クラブ・学校・スポーツ団体・企業などの連携を支援します。

- 第67回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会やマラソンフェスティバル（仮称）、日・韓・中ジュニア交流競技会などの国際的・全国的なスポーツ大会の開催や支援をし、スポーツに興味や夢が持てるようにします。

(4) 健康教育の充実

近年における都市化、少子高齢化、情報化、国際化などによる社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもの心身の健康にも大きな影響を与え、子どもの体力が二極化するとともに、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患、性の問題行動や感染症、薬物乱用など、新たな課題が顕在化しています。

そこで、これらの課題を単に個人的な課題とするのではなく、家庭・地域・学校や専門機関が緊密に連携を図り、適切な生活習慣の確立や病気の予防、健康に関する知識の普及啓発など、健康教育の充実に取り組んでいきます。

〔取組の方向〕

- 生涯を通じて健康で心豊かな生活を営むためにも、幼児期・学齢期から一人一人が自らの心身の健康を管理・改善するため、健康に関する適切な意思決定と行動選択を行うことができるようにしていきます。
- 家庭・地域・学校や専門機関が密接に連携を図り、健康に関する知識の普及・啓発などを推進していきます。
- メンタルヘルス、性に関する逸脱行動、性感染症や薬物乱用などの健康課題について、教職員の指導力の向上を図るための研修会の充実を図ります。
- インターネットを利用して県内の健康づくり情報の発信や健康促進ツールの提供を行います。

(5) 食育の推進

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、栄養バランスのとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。

しかし、実際には、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期に確立すべき基本的な生活習慣が乱れている子どもが多くなっていると言われています。こうした子どもの生活習慣の乱れが、学習意欲や体力などの低下要因の一つとして指摘されており、望ましい基本的な生活習慣の確立が必要です。

また、人間の活動の源となる健康な体づくりは、意欲や気力といった精神面の充実にも大きくかかわっており、食育は子どもたちの健やかな心と体を育成するための、知育・徳育・体育の基礎となるものとして位置付けられています。

そこで、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得させるなど、食育の推進に取り組んでいきます。

〔取組の方向〕

- 栄養教諭が中核となって、食に関する指導を充実させ、家庭・地域・学校の連携を進め、児童生徒に食に関する正しい理解と適切な判断力を身に付けさせ、食育を通じて生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいきます。
- 心身の健全な発達の基礎となる望ましい生活習慣の確立のために、栄養バランスのとれた規則正しい食生活や、早寝・早起きなど生活リズムの重要性の啓発を図ります。
- 地域の生産者や食育推進ボランティアと連携した幼児・児童生徒の農林漁業体験の充実、給食献立への地場産物・郷土料理の活用など、食への関心をもたせ、食に感謝する気持ちを育む取組を引き続き実施していきます。
- 教職員や地域において食育を推進する指導者を対象とした研修会を開催するなど食育を担う人材を育成します。

(6) 家庭教育の充実と子育て支援

家庭教育はすべての教育の出発点として、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担っています。

しかし、近年における核家族化、少子化、地域的なつながりの希薄化、雇用環境の変化などの背景により、「親が子育てを学ぶ機会の減少」や、「相談する人が周りにいない」、「仕事が忙しくて時間が十分に取れない」など、家庭の教育力の低下が指摘されています。また親の意識やライフスタイルも多様化し、「子育てや家庭教育に無関心な親」や「孤立しがちな親」など、子どもの発達段階によっても抱える問題は様々です。

そこで、これらの問題を個々の家庭の問題とせず、学習機会の提供・相談活動の充実・指導者の育成・地域活動の推進・専門機関による適切な支援などの環境を整え、地域や企業を含め社会全体で家庭教育の充実に取り組んでいきます。

〔取組の方向〕

- 当面する家庭教育上の諸問題の調査・研究を行ったり、関係者による情報交換や意見交換を行うなど、家庭教育の推進を図ります。
- 親の子育ての悩みや不安を解消するために、子育てや家庭教育について学ぶ機会や情報の発信、相談体制の充実を図ります。
- 地域住民同士の交流を深めたり、子育ての大切さについて啓発するなど、地域で家庭を支える気運を醸成し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。
- 小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て子育てを支援したり、子どもとともに学習や交流活動を行う環境を充実します。
- 幼稚園児の保護者が、幼稚園の保育や行事の運営等に積極的に参加するこ

となどを通して、子育ての喜びや楽しさを実感し、家庭での子育てに活かします。

- 児童相談センターの専門機能や、関係機関のネットワークを強化するなど、複雑・困難化する児童虐待問題への適切な対応を図ります。
- 待機児童の解消に対応するため、保育所の施設整備や運営に要する費用の補助を行います。

(7) 環境教育・環境学習の推進

地球温暖化の進行や生物多様性の喪失などの地球環境問題が深刻化し、人類の生存にとって喫緊の課題となっています。また、自動車交通などの都市生活に起因する公害や、ごみ問題など、身近な生活にかかわる環境問題への対応も重要です。

私たちが将来にわたって環境の恵みを享受していくには、循環を基調とする持続可能な社会を構築することが必要です。

そこで、県民一人一人が様々な機会を通じて環境問題について学習し、できるだけ環境に負荷をかけない生活を実践するなど、よりよい環境意識の醸成を目指した環境教育・環境学習の推進に取り組んでいきます。

〔取組の方向〕

- 学校においては、理科や社会などの教科指導にとどまらず、環境学習副読本の活用や出前講座など、環境に配慮した行動、環境保全に主体的に取り組む態度を育成するとともに、県立学校に設置した環境や自然科学に関する総合学科の系列や普通科のコース制、総合選択制での環境教育を推進していきます。
- 一人一人が大気・水・生物など地球上の全てのものと深くかかわっていることが理解できるよう、環境学習施設を活用して体験型の環境学習を充実していきます。
- NPO、関係団体などと連携を図り、学習プログラム等を共有するなどのネットワークづくりも進めていきます。
- COP10 開催を契機として県民・企業・NPO・学校などが連携して、生物多様性の保全に関連する取組を推進していきます。
- 学習の成果を生かしていけるよう、子どもから大人まで地域における環境

に配慮した実践活動に参加することを推進します。

- 環境学習の指導者を養成していくとともに、学んだ成果を伝える機会を提供していきます。

第3章 魅力ある教育環境づくり

- 1 幼児・児童生徒の安全・安心の確保
- 2 教員の確保・適正配置と資質の向上
- 3 開かれた学校づくり
- 4 県立の大学の振興
- 5 私立学校の振興
- 6 教育環境の整備
- 7 教育行政の推進

1 幼児・児童生徒の安全・安心の確保

幼児・児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることは、誰もが望み、期待するところです。しかしながら、頻発する交通事故や犯罪による被害、自然災害への脅威など、幼児・児童生徒の周りには多くの危険が潜んでいます。

なお、県立学校の施設・設備については、高等学校の耐震化率は平成22年4月現在で66.1%、特別支援学校は94.6%となっています。また、県立学校は、昭和40年代から昭和50年代の生徒急増期に建築された建物が多く、老朽化が進んでいる状況です。

そこで、周囲の大人が協力して幼児・児童生徒を交通事故や犯罪被害等から守る体制の強化や、県立学校の耐震化及び老朽化への対応を行うなど、幼児・児童生徒の安全確保に取り組んでいきます。

〔取組の方向〕

- 不審者等による事件発生情報を迅速かつ広域的に教育関係機関等に情報提供するとともに、タクシー事業者などの地域巡回事業者等との情報共有を進めるなど、地域ぐるみで幼児・児童生徒の安全を守る体制を強化します。
- 放課後子ども教室・放課後児童クラブの設置を支援するなど、地域社会が一体となって、子どもたちの安全を確保する取組を推進します。
- 県立学校における児童生徒の安全確保を図るため、耐震化を行うとともに、老朽化に対応した改修も行っていきます。また、普通教室への冷房設備の整備についても検討を行っていきます。

2 教員の確保・適正配置と資質の向上

学校教育の成否は、その直接の担い手である教職員に負うところが極めて大きいと言えます。学校教育への期待は近年さらに高まってきており、多種多様な対応が必要となってきたことから、教職員に対してさらなる資質の向上が求められるとともに、教員が児童生徒と向き合う時間の確保が必要との指摘もあります。

また、昭和50年代の児童生徒急増期に採用された教員が退職期を迎え、大量の退職者が出る中で、本県における教員の志願状況は、教員需要数の増加に伴い、志願者倍率が以前と比べて低下しており、優秀な教員を確保する方策が課題となっています。

信頼される学校教育、学校づくりを推進するため、優秀な教員の確保や適正な配置を行うとともに、効果的な研修の実施など教員の資質の向上を図っていきます。

〔取組の方向〕

- 県内外でのPR活動による教員志望者の掘り起こしや、経験や実績が豊富な人材の採用を積極的に行うなど、より多くの優秀な教員を確保します。
- 国の教職員定数改善計画を踏まえ、きめ細かい指導を行えるよう教職員配置の充実を図るとともに、学校現場との意見交換の結果などを踏まえ、教員の児童生徒と向き合う時間の確保に努めていきます。
- 教員の資質のさらなる向上を図るため、大学と共同で進めてきた新たな研修体系や効果的な研修方法による教員研修を推進します。
- 優れた教育活動に取り組む教員の表彰や、特色ある学校づくりのため県立学校教員の人事異動公募制度を引き続き実施していきます。

3 開かれた学校づくり

家庭・地域・学校の協働による教育を推進していくためには、それぞれが、子どもたちの教育に責任を負うとの認識のもとに、お互いの実情や、意見、要望を理解し、連携協力していくことが重要です。

社会の多様化から様々な教育が必要とされてきており、教育に対する時代や社会の要請の大半を、学校のみが担っていくことは困難な状況です。

県立学校や小中学校においては、学校関係者評価の実施や学校評議員の設置が推進され、開かれた学校づくりは進んできています。

そこで、家庭・地域に開かれ信頼される学校づくりを、引き続き進めていきます。

〔取組の方向〕

- 学校と地域との共生を目指した創意工夫のある教育活動を推進し、地域に根ざした学校づくりに取り組んでいきます。
- 保護者や地域住民の学校教育活動への参加を促進し、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めていきます。
- 小・中学校、高等学校及び特別支援学校における学校評価では、学校関係者による外部評価を積極的に取り入れ、その結果を公表するなど、学校経営の向上を目指します。

4 県立の大学の振興

大学は高等教育機関としての役割と研究機関としての役割を併せ持っています。さらに加えて地域の活性化や発展のために大学のもつ資源を地域に還元するという、「地域貢献」も大学の役割の一つとして捉えられています。

県立の大学においても、高等教育の提供と併せ、知的・文化的拠点として、県域における社会・経済・文化への貢献が期待されています。

そこで、誰もが入りたいと思う、有為な人材が多く輩出される魅力ある大学として、既成の枠にとらわれない自主・自律的な大学運営を展開し、質の高い教育・研究の推進と地域連携の強化がなされるよう、県立の大学の振興を図っていきます。

〔取組の方向〕

- 次代を担う優秀な人材を育成するため、質の高い教育を提供するとともに、研究体制を整備し、研究力の向上を図ります。
- 教育研究の成果を地域に還元し県民の生活及び文化の向上を図るため、知的資源を活用して行政、学校、産業界等との連携を強化するとともに、「地域に開かれた大学」として県民のニーズに対応した生涯学習の機会を提供します。
- 自主・自律的な大学運営を実現するため、機動的で効率的な運営組織の構築、柔軟な人事制度の整備、教育研究の質的向上につながる成績評価制度の構築、運営基盤の安定化により戦略的な大学運営を推進します。

5 私立学校の振興

私立学校は建学の精神に基づき、特色ある教育を展開し、県民の教育に対する多様な要求に応えています。

本県では、高等学校では 32%、専修学校では 94%、幼稚園では 89%の生徒・園児が、私立学校に通っていることから、私立学校は公立学校とともに公教育において重要な役割を果たしています。

そこで、県は保護者の学費負担の軽減を図り、県民に多様な教育を受ける機会を提供し、ひいては個々の園児・児童生徒がそれぞれの能力・適性にふさわしい教育を受けることが可能になる条件を整えるとともに、県全体で取り組むべき教育課題については、公立学校とともに連携協力を図っていきます。

〔取組の方向〕

- 私立学校の教育条件の維持向上及び運営の健全化を図るとともに、私立学校に通う生徒の保護者の学費負担を軽減するための助成を引き続き行います。
- モラルの向上など県全体で取り組むべき教育課題について、公立学校とともに私立学校とも連携して啓発や教育の推進を図ります。

6 教育環境の整備

すべての幼児・児童生徒の就学の機会の均等を図る必要があります。

昨今の経済不況の中、経済的に就学が困難な高校生が安心して勉学に励むことができるよう、高校生を対象とした就学援助を行う必要があります。

障害のある子どもの保護者に対して、子どもが就学し、学校で様々な活動を行うことを支援していく必要があります。

幼稚園に通う幼児の保護者の負担を軽減するため、支援を行う必要があります。

また、地域の人々との交流活動などによるへき地の教育の振興を図る必要があります。

そこで、このような教育環境の整備に取り組んでいきます。

〔取組の方向〕

- 経済的に就学が困難な子どもが安心して学べるよう高等学校等の生徒への奨学金の給付・貸与を行うとともに入学料の減免を行います。
- 障害のある子どもの保護者に対して、子どもが就学し、学校で様々な活動を行うことを支援するため、就学に必要な経費の補助を行います。
- 幼稚園に通う幼児の保護者の負担を軽減するため、就園に要する費用の補助を行います。
- 山間部や離島において過疎化が進行する中、へき地における学習や通学、ふるさとや都市部のひと・こと・ものとの交流活動に対する補助を行います。

7 教育行政の推進

県民の多様化・高度化する教育に対する要望を的確に捉え、複雑化する教育課題に迅速に対応するためには、広報広聴活動により県民とのコミュニケーションを充実させ、県民の理解と協力を得ながら相互の信頼関係を築いていく必要があります。併せて、教育委員と事務局との積極的な意見交換はもとより内外の関係組織との連携を強化し、教育行政の推進を図ることが必要です。

また、義務教育における実施主体は市町村教育委員会ですが、教職員の人事権は県教育委員会にあるなど、市町村教育委員会と県教育委員会は密接な関係にあります。教育の実施にあたっては、それぞれの地域の実情に応じた教育が求められることから、県教育委員会では市町村教育委員会の自主性を尊重するとともに、県域全体の教育水準の維持向上を図り、市町村間の規模等による格差が生じないように支援する必要があります。

そこで、広報広聴活動の充実や関係機関・団体との連携強化などによる県教育委員会の充実や、市町村教育委員会への支援などを通して、県全域の教育行政体制を充実していきます。

〔取組の方向〕

- 各種の広報媒体を活用し、学校における教育活動の状況や教育委員会が行っている施策等を保護者や県民に周知するなど広報活動の充実に努めます。
- 教育モニター制度など県民の公正な意見を反映させる仕組みなどを検討します。
- 合議制機関としてのメリットをさらに充実するため教育委員の活動の機会を拡大するとともに、闊達な意見交換ができる場を設けます。
- 知事部局、警察本部との連携強化に努め、効率的かつ総合的な教育行政の推進を図ります。

- 県教育委員会と市町村教育委員会の役割分担、連携・協力の内容を明確にするとともに、情報収集・提供を積極的に行っていきます。
- 県内全域での取組を推進するため、県と名古屋市教育委員会との意見交換や連携強化を図っていきます。
- 大学の持つ高度な教育や研究の成果を活用していくため、県教育委員会と大学との連携を進めます。
- 地域と連携した教育を推進するため、NPO や産業労働団体との連携・協働を推進します。

第4章 計画の推進

県教育委員会では、家庭・地域・学校での取組を推進するため、各実施主体への働きかけを行っていくとともに、教育関係者と連携しながら具体的な施策を展開し、政策目標の達成を目指します。

1 家庭・地域・学校への啓発、働きかけ

(1) 教育キャンペーンの実施

社会全体での取組を進めるため、キャンペーン活動や各種広報活動などを積極的に行います。

(2) 学校関係者への周知

教育の実施主体として重要な役割を果たす学校に対しても、様々な機会をとらえ、本計画について周知と取組への促進を図ります。

(3) 大学、NPO等との連携

大学やNPOなど教育に関わりのある様々な組織・団体との連携した取組を進めます。

2 行政としての施策の展開

(1) 愛知県としての取組

本計画で掲げた「取組の方向」に沿って、教育委員会が知事部局、警察本部と一体となって、具体的施策を展開します。

(2) 市町村への働きかけ

家庭・地域・学校の取組への支援として、市町村が果たす役割は大きなものがあります。本計画は、市町村教育委員会が、策定を検討する有識者会議の委員となり、意見交換を行いながら策定したところですが、今後も、意見や情報を十分交換しながら連携を強め、県が示した取組の方向を踏まえ各市町村が実情に応じた施策を展開していけるよう、市町村へ働きかけるとともに支援します。

3 計画の進行管理と適時適切な見直し

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条に基づき、本計画の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表します。また、計画策定にあたって助言をいただいた有識者等からも意見を聴取し、必要に応じて計画の内容についての見直しを行います。

